

砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 ○砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 前項の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第六条第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>二 事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第六条第一項第六号口の規定による認定を受けた者であることを証する書面</p> <p>三 事務所に置く業務主任者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>四・五（略）</p> <p>六 申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務主任者の生年月日を証する書面</p> <p>（承継の届出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。</p>	<p>（登録の申請）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 前項の登録を受けようとする者（以下本項において「申請者」という。）が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>二 事務所に置く業務主任者が業務主任者試験に合格した者又は法第六条第一項第五号口の規定による認定を受けた者であることを証する書面</p> <p>三 事務所に置く業務主任者が法第六条第一項第一号から第三号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>四・五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（承継の届出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。</p>

一〇五 (略)

六 承継者が法第六条第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しないことを誓約する書面

七 承継者(承継者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員)の生年月日を証する書面

(登録事項の変更の届出)

第五条 (略)

2 前項の届出をする場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときは、それらの者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び第二条第二項第六号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書面、当該変更が業務主任者の変更または事務所の新設に係るものであるときは、同項第二号から第四号まで及び第六号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書類を添附しなければならない。

(認定の申請)

第十二条 法第六条第一項第六号口の規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添附して都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(認定証)

一〇五 (略)

六 承継者が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面

(新設)

(登録事項の変更の届出)

第五条 (略)

2 前項の届出をする場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行う役員に係るものであるときは、それらの者が法第六条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面、当該変更が業務主任者の変更または事務所の新設に係るものであるときは、第二条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を添附しなければならない。

(認定の申請)

第十二条 法第六条第一項第五号口の規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添附して都道府県知事に提出しなければならない。

一〇四 (略)

(認定証)

収入証紙はり付け欄 (消印を押しては ならない)	砂利採取業者登録申請書  年 月 日  殿  住 所  氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者の 氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>×整理番号</td><td></td></tr> <tr><td>×審査結果</td><td></td></tr> <tr><td>×受理年月日</td><td>年月日</td></tr> <tr><td>×登録番号</td><td></td></tr> </table>	×整理番号		×審査結果		×受理年月日	年月日	×登録番号	
×整理番号										
×審査結果										
×受理年月日	年月日									
×登録番号										

砂利採取法第 3 条の登録を受けたいので、同法第 4 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
- 2 その事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名
- 3 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

(表)

第十三条 都道府県知事は、法第六条第一項第六号ロの規定による認定をしたときは、様式第十三による認定証を交付するものとする。

収入証紙はり付け欄 (消印を押しては ならない)	砂利採取業者登録申請書  年 月 日  殿  住 所  氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者 の氏名 <span style="float: right;">(印)</span>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>×整理番号</td><td></td></tr> <tr><td>×審査結果</td><td></td></tr> <tr><td>×受理年月日</td><td>年月日</td></tr> <tr><td>×登録番号</td><td></td></tr> </table>	×整理番号		×審査結果		×受理年月日	年月日	×登録番号	
×整理番号										
×審査結果										
×受理年月日	年月日									
×登録番号										

砂利採取法第 3 条の登録を受けたいので、同法第 4 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

- 1 事務所の名称及びその所在地
- 2 その事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名
- 3 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名

(表)

第十三条 都道府県知事は、法第六条第一項第五号ロの規定による認定をしたときは、様式第十三による認定証を交付するものとする。

様式第 3 (平 7 通産令 24・平 11 通産令 15・平 12 通産令 20・一部改正)

砂利採取業承継届書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">×整理番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>×受理年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	×整理番号		×受理年月日	年 月 日
×整理番号					
×受理年月日	年 月 日				
殿	年 月 日				
	住 所 氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者の 氏名				
	(印)				
砂利採取法第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。					
承継の原因					
被承継者に関する事項	氏名または名称				
	法人にあつてはその代表者の氏名				
	住 所				
	法第 3 条の登録を受けた年月日及び登録番号				
	事務所の名称及び所在地				
承継者に関する事項	業務主任者の氏名				
	登録年月日及び登録番号				
	事務所の名称及び所在地				
	業務主任者の氏名				

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は、記載しないこと。  
 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 3 (平 7 通産令 24・平 11 通産令 15・平 12 通産令 20・一部改正)

砂利採取業承継届書	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">×整理番号</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>×受理年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>	×整理番号		×受理年月日	年 月 日
×整理番号					
×受理年月日	年 月 日				
殿	年 月 日				
	住 所 氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者の 氏名				
	(印)				
砂利採取法第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。					
承継の原因					
被承継者に関する事項	氏名または名称				
	法人にあつてはその代表者の氏名				
	住 所				
	法第 3 条の登録を受けた年月日及び登録番号				
	事務所の名称及び所在地				
承継者に関する事項	業務主任者の氏名				
	登録年月日及び登録番号				
	事務所の名称及び所在地				
	業務主任者の氏名				

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は、記載しないこと。  
 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第4の2 〔第4条〕（平9通産令80・追加、平11通産令15・一部改正）

砂利採取業者事業譲渡証明書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
殿	年 月 日	
譲り渡した者	<small>（ふりがな）</small> 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 住所	印
譲り受けた者	<small>（ふりがな）</small> 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 住所	印
次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。		
1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号		
2 譲渡しの年月日		

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は、記載しないこと。
  - 3 （ふりがな）氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第4の2 〔第4条〕（平9通産令80・追加、平11通産令15・一部改正）

砂利採取業者事業譲渡証明書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
殿	年 月 日	
譲り渡した者	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 住所	印
譲り受けた者	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 住所	印
次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。		
1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号		
2 譲渡しの年月日		

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は、記載しないこと。
  - 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 5 (平 7 通産令 24・平 11 通産令 15・一部改正)

砂利採取業者相続同意証明書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日

年 月 日

殿

住所  
証明者氏名 (印)

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 証明者氏名の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 5 (平 7 通産令 24・平 11 通産令 15・一部改正)

砂利採取業者相続同意証明書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日

年 月 日

殿

住所  
証明者氏名 (印)

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 証明者氏名の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 6 (平 7 通産令 24・平 11 通産令 15・一部改正)

砂利採取業者相続証明書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
殿	年 月 日	
	住所 証明者氏名	(印)

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は、記載しないこと。  
 3 証明者は二人以上とすること。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 6 (平 7 通産令 24・平 11 通産令 15・一部改正)

砂利採取業者相続証明書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
殿	年 月 日	
	住所 証明者氏名	(印)

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 砂利採取業者の地位を承継した者の氏名及び住所
- 5 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は、記載しないこと。  
 3 証明者は二人以上とすること。  
 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 6 の 2 (平 13 経産令 99・追加)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の<sup>しゅりかど</sup>氏名 住所 (印)

承継者 名称及び代表者の<sup>しゅりかど</sup>氏名 住所 (印)

次のとおり分割により砂利採取業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 被承継者の登録年月日及び登録番号
- 2 承継の年月日

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。  
3 <sup>しゅりかど</sup>氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 6 の 2 (平 13 経産令 99・追加)

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名 住所 (印)

承継者 名称及び代表者の氏名 住所 (印)

次のとおり分割により砂利採取業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1 被承継者の登録年月日及び登録番号
- 2 承継の年月日

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。  
3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



登録事項変更届書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
殿	年 月 日	
	住 所	
	氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者 の氏名	
	登録番号	(印)

砂利採取法第 9 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は、記載しないこと。  
 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。  
 4 法人の業務を行う役員若しくは業務主任者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務主任者の氏名にふりがなを付すこと。

登録事項変更届書	×整理番号	
	×受理年月日	年 月 日
殿	年 月 日	
	住 所	
	氏名又は名称及び法人 にあつてはその代表者 の氏名	
	登録番号	(印)

砂利採取法第 9 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の年月日

3 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
 2 ×印の項は、記載しないこと。  
 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 13 (平 7 通産令 24・平 12 通産令 20・一部改正)

砂利採取業務主任者認定証	
第 号	氏 名
	生年月日
砂利採取法第 6 条第 1 項第 6 号ロの規定に基づき、砂利採取業務主任者と しての知識及び技能を有するものと認定する	
年 月 日	都道府県知事 (印)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 13 (平 7 通産令 24・平 12 通産令 20・一部改正)

砂利採取業務主任者認定証	
第 号	氏 名
	生年月日
砂利採取法第 6 条第 1 項第 5 号ロの規定に基づき、砂利採取業務主任者と しての知識及び技能を有するものと認定する	
年 月 日	都道府県知事 (印)

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。